

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成29年7月12日)

京都労働局長(当局)は、平成29年7月12日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

「給与制度の総合的見直し」によって賃下げとなる職員を生じさせないための対策を講じること。また、国家公務員の給与や諸手当について、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善を図るとともに、退職手当の引き下げは行わないこと。

【当局】

俸給表水準の引き下げや退職手当の支給割合の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。

職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望を伝えていきたい。

2 【全労働京都支部】

非常勤職員の雇用不安を解消し、働きがいをもって安心して働き続けられるよう給与や諸手当、休暇制度の拡充等の改善を行うこと。

【当局】

非常勤職員は、複雑困難化・多忙化を極める第一線の職場で、労働行政の推進のため懸命に働かれ、今やいずれの職場においても欠くべからざる存在になっている。

一方、処遇等が決して十分なものになっていないことも認識しており、非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えていきたい。